資料１

産業雇用安定助成金を活用した
在籍型出向支援について

大分労働局　職業安定部

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日の説明事項

1　大分県の雇用情勢とこれまでの在籍型出向支援に係る取組について

2　労働移動への支援の拡充と産業雇用助成金の新コースの創設について

1　現在の雇用情勢とこれまでの在籍型出向支援に係る取組について

◇ 有効求人倍率の推移

大分県内の雇用情勢は、コロナ禍で有効求人倍率が低下したものの、現在の有効求人倍率は高水準（令和4年11月　1.40倍）であり、新規の求人に改善の動きが続いている。

●コロナ前･･･令和2年3月 1.34倍　　●コロナ禍の最低･･･令和2年12月 1.06倍

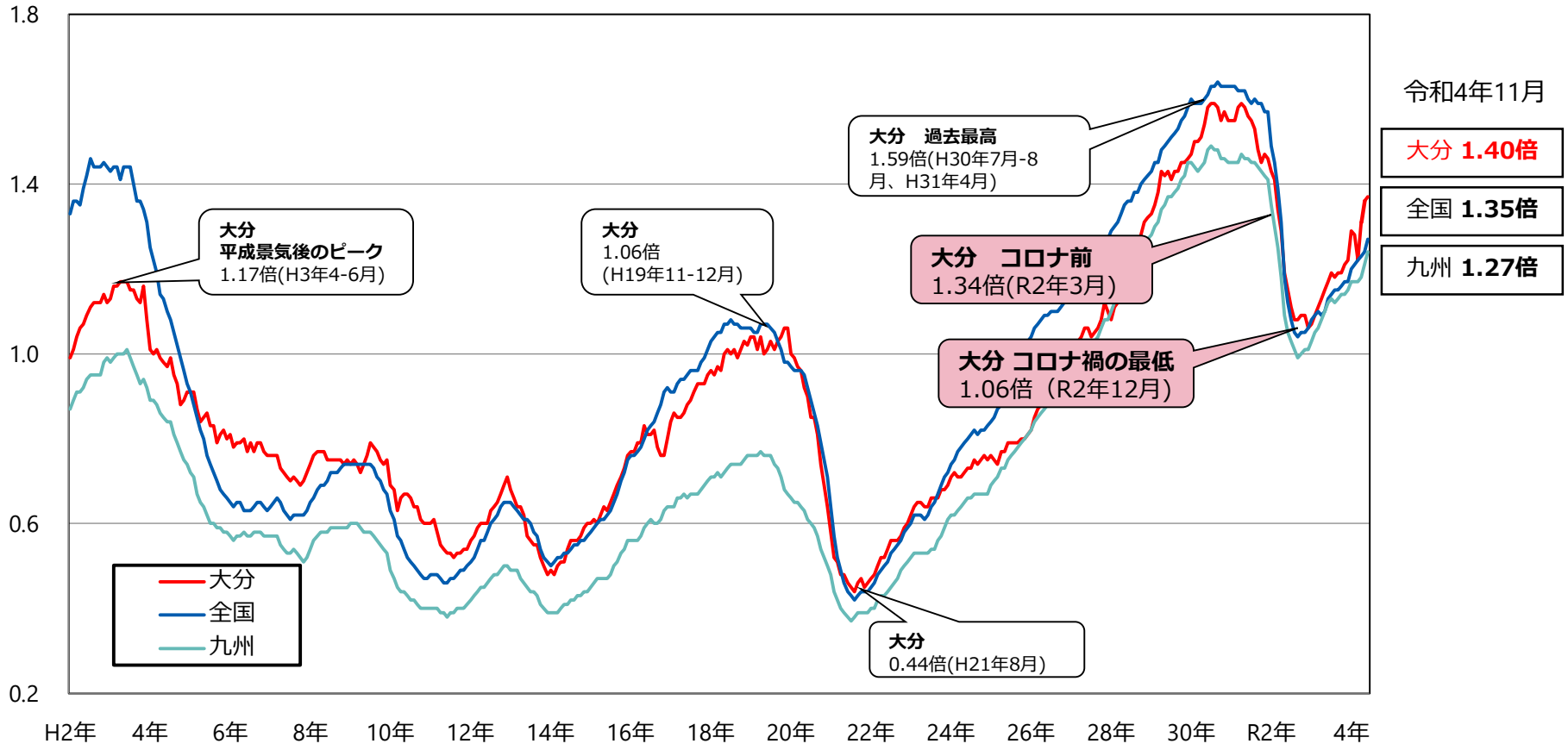

1　現在の雇用情勢とこれまでの在籍型出向支援に係る取組について

◇ 雇用調整助成金の申請件数の推移

- ◆ 令和２年４月以降を緊急対応期間と位置づけ、助成率の大幅な引き上げや、雇用保険被保険者ではない労働者を対象とする（緊急雇用安定助成金の創設）などの特例措置を実施
- ◆ 令和３年５月以降、特例措置については、助成率や上限日額の見直しが実施され、令和４年12月以降通常制度（特に業況が厳しい事業主については一定の経過措置を実施）
- ◆ 緊急雇用安定助成金は、令和５年３月31日までの休業をもって受付を終了

助成率・上限日額（概要）

- 助成率の（　）は解雇等を行っていない場合
- 上限日額・・・1人１日あたりの上限額
- 業況特例（特に業況が厳しい事業主）、地域特例は、別の助成率、上限日額を適用

判定基礎期間		R2.4～R3.4	R3.5～R3.12	R4.1～R4.2	R4.3～R4.9	R4.10～R4.11	R4.12～R5.3
助成率	中小企業	4/5 (10/10)	4/5 (9/10)				2/3
	大企業	2/3 (3/4)					1/2
上限日額		15,000円	13,500円	11,000円	9,000円	8,355円	

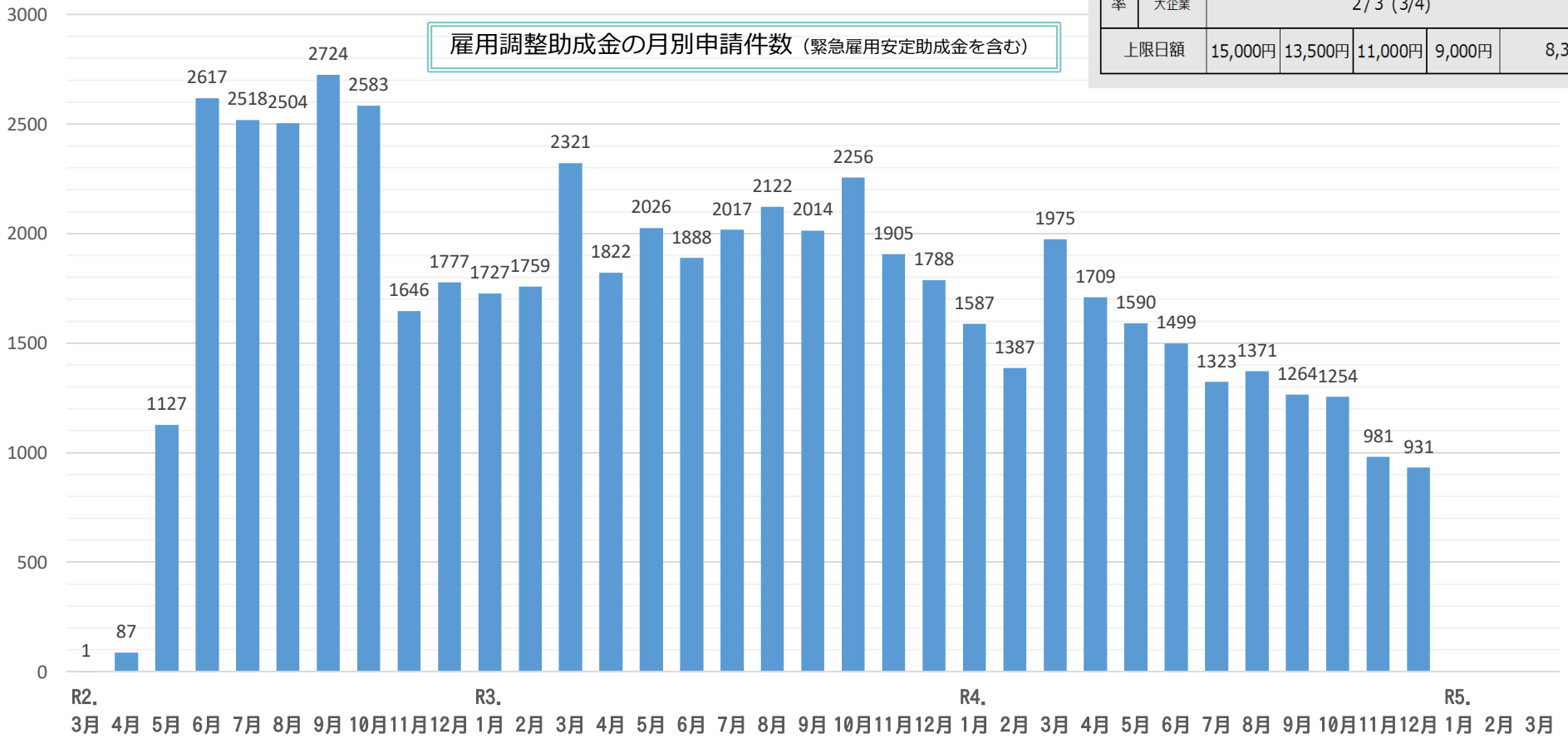

◇ 在籍型出向支援に係る大分労働局の取組

1　周知活動に関する実績

産業雇用安定センター大分事務所とも連携した説明会の開催や、雇用調整助成金を支給している事業所への周知広報を実施したものの、活用実績は低調となっている。

（主な周知活動）

①在籍型出向制度説明会･･･令和3年7月14日　参加企業：14社

②企業向け助成金セミナー･･･令和3年11月24日　参加企業：153社
令和4年11月21日　参加企業：177社

③雇用調整助成金の支給決定通知書の送付時にリーフレットを同封

2　産業雇用安定助成金を活用した在籍型出向の実績（令和４年１２月末）

【出向元】（６事業所）		【出向先】（8事業所）　◆出向者　15人
運輸業（５人）	→	運輸業
宿泊業（４人）	→	専門サービス業（２人）、医療業（１人）、飲食サービス（1人）
飲食サービス業（３人）	→	飲食サービス業
小売業（１人）	→	建設業
その他の生活関連サービス業（２人）	→	その他の生活関連サービス業（1人）、製造業（1人）

1　現在の雇用情勢とこれまでの在籍型出向支援に係る取組について

産業雇用安定助成金（令和３年２月５日創設）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成

助成の内容

- 賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等
- 就業規則や出向契約書の整備費用等の出向初期経費

※企業グループ内の出向の場合は支給されません

(最長2年)

※令和３年８月１日以降に開始される「在籍型出向」から独立性が認められない子会社間なども対象となるよう拡充

＜出向運営経費助成＞	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
企業グループ内の出向の場合	2/3	1/2
上限額（出向元・先の計）	12,000円／1人１日	

＜出向初期経費助成＞	助成額	加算額
出向元・出向先	各10万円/1人あたり(定額)	各5万円/1人あたり(定額)

出向復帰後の訓練（off-JT）に対する助成（令和４年１０月１日新設）

出向元事業主が、出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（off-JT）を行った際に、訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成

	経費助成	賃金助成
助成内容	実費（１人あたり上限３０万円）	１人１時間あたり９００円（上限６００時間）

1　現在の雇用情勢とこれまでの在籍型出向支援に係る取組について

産業雇用安定助成金の活用例

宿泊業（出向元）

【業務内容】接客、電話対応等
【従業員数】１１３名

出向期間１年
出向労働者２名

専門サービス業（出向先）

【業務内容】事務職、社会保険・労働保険に関する事務全般
【従業員数】５名

助成額　出向中の賃金月額（22.6万円）のうち、2.6万を出向元、20万円を出向先で負担と設定

①出向運営経費（賃金・教育訓練及び労務管理に関する調整経費など）

出向元　2.6万円（賃金）

助成額（９割）
2.3万円

実質負担
（１割）

出向先　20万円（賃金）

助成額（９割）
18万円

実質負担
（１割）

＋

②出向初期経費

出向元・出向先
それぞれに
10万円／人

活用に至ったきっかけ

・社長同士が知り合いだった　・顧問社労士からの提案　など

2　労働移動への支援の拡充と産業雇用助成金の新コースの創設について

現在の職業安定行政の方向性は、「雇用の維持」から「円滑な労働移動」「人への投資」へシフトする流れが進んでいる。

雇用の維持

→

円滑な労働移動
人への投資
（人材の育成・活性化）

↓

「多様な働き方」を可能とする労働市場の整備を通じた「構造的な賃上げ」の実現

（参考）物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和４年10月28日閣議決定）より

「新しい資本主義」実現の加速
◆人への投資の抜本強化と成長分野への労働移動：構造的賃上げに向けた一体改革
・３年間に４，０００億円規模で実施している「人への投資」の施策パッケージを５年１兆円へ拡充
（企業間・産業間の労働移動円滑化、在職者のキャリアアップのため訓練から転職まで一気通貫で支援、労働者のリスキング支援）

2　労働移動への支援の拡充と産業雇用助成金の新コースの創設について

政府の方針を踏まえ、雇用関係の助成金についても、雇用維持を目的とする助成金は段階的に縮小させ、労働移動・人材開発を支援する助成金を拡充する方向へシフトしている。

雇用維持関係の助成金

雇用調整助成金　縮小

人材開発関係の助成金

人材開発支援助成金　拡充

「人への投資促進コース」の助成率の引き上げ

「事業展開等リスキリング支援コース」創設

企業内の人材育成に関する取組を積極的に支援！

産業雇用安定助成金　拡充

従来の在籍出向を活用した雇用維持を支援する「雇用維持支援コース」に加えて、「スキルアップ支援コース」を新たに創設！

2　労働移動への支援の拡充と産業雇用助成金の新コースの創設について

産業雇用安定助成金

雇用維持支援コース

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍出向により労働者の雇用維持を図る場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成する助成金

スキルアップ支援コース（創設）

「在籍型出向」では、自社にない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。在籍型出向で労働者のスキルアップを図り出向復帰後に賃金を上昇させた場合、賃金の一部を助成する助成金

ポイント！

スキルアップ支援コースの創設により、活用することができる事業所が大幅に増加した。

（参考）雇用維持支援コースとスキルアップ支援コースの主な違い

	雇用維持支援コース	スキルアップ支援コース
活用可能な事業所	新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動が縮小した事業所	労働者のスキルアップを目的に出向を行う事業所
助成対象	１ヶ月以上２年以内の期間の出向 出向元・出向先双方 （グループ会社間の出向も可）	１ヶ月以上２年以内の期間の出向 出向元のみ （グループ会社間の出向は不可）
助成率	・中小企業　９／１０ ・大企業　４／５	・中小企業　２／３ ・大企業　１／２
上限額	12,000円／１人１日あたり （出向元・出向先の合計）	8,355円※／１人１日あたり （※雇用保険の基本手当日額の上限額：毎年８月改正）
助成期間	２年間	１年間
その他	－	出向復帰後、６ヶ月間の賃金を出向前と比較していずれも５％以上上昇させることが必要

産業雇用安定助成金スキルアップ支援コースの活用のポイント

対象事業所が広い！

労働者のスキルアップを目的に出向を行う事業所であれば、幅広に活用することができる。

（以下については対象外）
・企業内グループ出向　・労働者を交換し合う出向
・スキルアップを目的としない出向（雇用調整、経営指導、技術指導、人事交流など）

出向期間は１ヶ月から実施可能！

・助成対象となる出向は１ヶ月以上２年未満。
・助成金の支給対象となるのは最大１年間

助成対象は出向元のみ

助成金の支給対象は出向元のみ。
→雇用維持支援コースの方が助成内容は手厚い

復帰後の賃上げが必要

出向復帰後、６ヶ月間の賃金を出向前と比較していずれも５％以上上昇させることが必要。

2　労働移動への支援の拡充と産業雇用助成金の新コースの創設について

「在籍型出向」によるスキルアップ活用事例

製造業（出向元）

事業体制見直しの中で新製品の事業開拓を進めるため、従業員のスキルアップやキャリア形成がしたい。
ロボット組立の最先端工場で経験を積ませ、組立技術やライン管理、安全管理技能等の習得を目指すことにした。

産業用電気機械器具製造業（出向先）

海外でのロボット需要拡大で製造現場の人員が不足しており、質の高い人材を探していた。
違う環境・職種へチャレンジしたい意欲のある人材を受け入れることとした。

温泉旅館業（出向元）

老舗旅館を経営しているが、最新型ホテルの優れたサービスを学ぶため、出向させたい

ホテル・サービス業（出向先）

老舗旅館からの出向であることから、スタッフのスキルアップにもつながると考え、初めて出向を受け入れた。

日本酒製造業（出向元）

日本酒を製造している。コロナ禍で海外で人気の高い日本酒の輸出に影響は生じているが、将来的に酒米の栽培も視野に入れているので、米作りを行っている法人があれば若手従業員に出向により技術習得をさせたい。

耕種農業（出向先）

水稲、大豆など生産・出荷を行っている。
大型農業機械を導入しスマート農業により生産性向上を図ることにより、従業員には週休二日制をはじめ、大型特殊車両の資格取得を支援するなど労務管理を行っている。

助成額の算出例（イメージ）

以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで）
イ、出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額　　**ロ**、出向労働者の出向前の賃金の１／２の額

条件例：
・出向元は中小企業
・出向前の賃金日額、出向中の賃金日額はいずれも**9,000**円
・出向元賃金負担**3,600**円、出向先賃金負担**5,400**円
（出向元の賃金負担が４割）
・出向復帰後の賃金日額**9,450**円（５％UP要件）

助成率：２／３（大企業は１／２）
助成額：２,４００円（上限額の条件である日額8,355円以下も満たしている）
イ：３６００円
ロ：４５００円（9,000円×１/２）となるため、低い額はイとなり、具体的な金額は　3,600円×２/３＝**2400円**

2　労働移動への支援の拡充と産業雇用助成金の新コースの創設について

産業雇用安定助成金の活用については、お近くのハローワーク又は大分助成金センターへ

	所在地	電話番号	
大分助成金センター	大分市東春日町17-20 大分第２ソフィアプラザビル４Ｆ	097-535-2100	
（雇用調整助成金室）	大分第２ソフィアプラザビル５Ｆ	097-535-2105	雇用調整助成金のみ取扱い
ハローワーク大分	大分市都町4-1-20	097-538-8609	
ハローワーク別府	別府市青山町11-22	0977-23-8609	
ハローワーク中津	中津市大字中殿550-21	0979-24-8609	
ハローワーク日田	日田市淡窓1-43-1	0973-22-8609	
ハローワーク佐伯	佐伯市鶴谷町1-3-28	0972-24-8609	
ハローワーク宇佐	宇佐市大字上田1055-1	0978-32-8609	
ハローワーク豊後大野	豊後大野市三重町市場1225-9	0974-22-8609	